

医療法人芳越会を認定！

徳島県内
第31号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第31号として、医療法人芳越会を平成26年2月7日付けて認定しました。

 徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成26年2月12日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける医療法人芳越会の野田事務長（右）



次世代認定マーク「くるみん」

医療法人芳越会の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年2月1日～平成25年12月31日までの2年11か月

2 行動計画の目標

- ① 平成25年2月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。
- ② 妊娠中や産休等復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。
- ③ 子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができる「子ども参観日」を平成25年2月までに実施する。

3 取組結果

- ① 計画期間前に導入済。
- ② 平成25年11月に相談窓口を設置し、平成25年11月12日に会議にて周知した。
- ③ 平成23年6月18日に「子ども参観日」を実施し「なかよしガーデン」を作成した。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、取得した日のうち1日間は有給としている。また、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。
- ② 育児短時間勤務制度について、定期昇給及び退職金の算定に当たり、適用を受けた期間を通常の勤務をしたものとみなしている。
- ③ 事業所内保育所を設置運営している。